

住宅用地取得・住宅解体・住宅新築助成金について

住宅用地取得費用は最大100万円、住宅解体費用は最大50万円、住宅新築費用は最大180万円（合計で最大330万円）助成します。

佐久穂町に定住する目的で、住宅用地を取得する方、住宅を新築するために解体をする方、住宅を新築する方に対して、住宅用地取得・住宅解体・住宅新築助成金を交付します。

【助成期間】（交付申請書受付期間）令和5年4月1日～令和7年3月31日（2年間）

※事業計画書を提出し、登記完了日から1年以内に申請が必要。

【対象者】

- ・世帯全員に市区町村税の滞納がない方
- ・自治組織（区、常会及び隣組）にそれぞれ加入し、地域の行事に積極的に参加していただける方



【助成対象事業と助成額】

1. 住宅用地取得助成金

助成金額：土地取得額の3分の1以内（限度額：100万円）

- ・住宅用地とその一体をなす建築基準法の接道義務を果たすために必要な土地を取得するとき。
- ・佐久穂町に定住する目的で、住宅を新築するための住宅用地（72㎡以上）を取得するとき。ただし、3親等内の親族からの購入を除く。
- ・住宅用地取得後、2年以内に住宅の建築に着手すること。

2. 住宅解体助成金

助成金額：解体工事費の2分の1以内（限度額：50万円）

- ・新築住宅の建設予定地にある建物（登記又は課税台帳に登録）を町内事業者で解体するとき。
- ・建物解体後、2年以内に住宅の建築に着手すること。

3. 住宅新築助成金

**助成金額：建築工事費の10分の1以内
（限度額：子育て、若者世帯180万円、その他150万円）**

【子育て、若者新築支援】

- ① 子育て世帯（義務教育終了前の子どもがいる世帯又は、出産前で母子手帳が交付されている世帯）又は若者世帯（夫婦のいずれかが45歳未満の婚姻世帯） 30万円

【町内建築業者育成支援】

- ② 元請事業者が町内に主たる事業所を置く建築関連事業者による施工 75万円
③ 下請事業者（5者以上）が町内に主たる事業所を置く建築関連事業者による施工 30万円

【地産地消、街並み形成】

- ④ 町産木材使用（20平方メートル以上） 15万円
⑤ 町産石材使用（1平方メートル以上） 15万円
⑥ 白壁や和瓦が印象的な、日本の集落景観を尊重する建築様式 15万円

【被災者支援】

- ⑦ 自然災害で半壊以上のり災証明が発行されている世帯が住宅を新築する場合 50万円

※住宅新築助成金について、令和5年3月31日以前に交付要件（建物表題登記完了）を満たした住宅については、従前の基準額とします。

記載以外にも条件等がありますので、詳しくは下記の問合せ先に事前にご確認ください。

■お問合せ 佐久穂町役場 建設課 建設係 TEL：0267-86-2542